

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

□ デンセイシリウス株式会社 本社 会社案内 □

□ 会社概要

事業所名称	デンセイシリウス株式会社 本社
所在地	神奈川県川崎市高津区久本3-9-25
電話番号	TEL 044-822-7781 FAX 044-811-7790
代表者	代表取締役 矢可部 寛司
事業内容	労働者派遣事業【許可番号: 派14-300342】

□ 情報提供 2026年3月31日現在

① 派遣労働者の数	29名
② 派遣先の数	8社
③ 労働者派遣に関する 料金の平均額	日額 35,194 円
④ 派遣労働者の 賃金の平均額	日額 22,261 円
⑤ マージン率	36.7 % (小数点1位未満は四捨五入)
⑥ キャリア・コンサルティング窓口	電話または事務所内での相談可 電話: 044-822-7781 (担当: 作山)
⑦ キャリアアップ教育訓練制度について	情報セキュリティ教育 新入社員導入教育(ビジネスマナー教育/技術教育) 目的別技術研修 階層別研修、安全衛生教育、資格取得支援
⑧ その他	福利厚生に関する事項等 年次有給休暇、各種健康診断、慶弔規程
⑨ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別	・ 労使協定の締結: あり(当該協定の有効期間の終期 2026 年 3 月 31 日) ・ 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲: 当事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率=
$$\frac{\text{派遣料金の平均額}-\text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

□ デンセイシリウス株式会社 名古屋事業所 会社案内 □

□ 会 社 概 要

事 業 所 名 称	デンセイシリウス株式会社 名古屋事業所
所 在 地	愛知県名古屋市中区栄二丁目4番27号 稲垣ビル栄3F
電 話 番 号	TEL 052-265-8613 FAX 052-265-8614
代 表 者	代表取締役 矢可部 寛司
事 業 内 容	労働者派遣事業【許可番号:派14-300342】

□ 情 報 提 供 2026年3月31日現在

① 派 遣 労 働 者 の 数	5名
② 派 遣 先 の 数	2社
③ 労働者派遣に関する 料 金 の 平 均 額	日額 32,979 円
④ 派遣労働者の 賃 金 の 平 均 額	日額 20,341 円
⑤ マ ー ジ ン 率	38.3 % (小数点1位未満は四捨五入)
⑥ キャリア・コンサルティング 窓 口	電話または事務所内での相談可 電話:052-265-8613(担当:松山)
⑦ キャリアアップ教育訓練制度について	情報セキュリティ教育 新入社員導入教育(ビジネスマナー教育/技術教育) 目的別技術研修 階層別研修、安全衛生教育、資格取得支援
⑧ そ の 他	福利厚生に関する事項等 年次有給休暇、各種健康診断、慶弔規程
⑨ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別	・ 労使協定の締結:あり(当該協定の有効期間の終期 2026 年3 月31 日) ・ 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲:当事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率=
$$\frac{\text{派遣料金の平均額}-\text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

□ デンセイシリウス株式会社 北陸事業所 会社案内 □

□ 会 社 概 要

事 業 所 名 称	デンセイシリウス株式会社 北陸事業所
所 在 地	石川県金沢市南新保町ハ34-1 KIBビル
電 話 番 号	TEL 076-237-0992 FAX 076-237-0993
代 表 者	代表取締役 矢可部 寛司
事 業 内 容	労働者派遣事業【許可番号:派14-300342】

□ 情 報 提 供 2026年3月31日現在

① 派 遣 労 働 者 の 数	11名
② 派 遣 先 の 数	3社
③ 労働者派遣に関する 料 金 の 平 均 額	日額 31,428 円
④ 派遣労働者の 賃 金 の 平 均 額	日額 17,178 円
⑤ マ - ジ - ン 率	45.3 % (小数点1位未満は四捨五入)
⑥ キャリア・コンサルティング 窓 口	電話または事務所内での相談可 電話:076-237-0992(担当:金崎)
⑦ キャリアアップ教育訓練制度について	情報セキュリティ教育 新入社員導入教育(ビジネスマナー教育/技術教育) 目的別技術研修 階層別研修、安全衛生教育、資格取得支援
⑧ そ の 他	福利厚生に関する事項等 年次有給休暇、各種健康診断、慶弔規程
⑨ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別	・ 労使協定の締結:あり(当該協定の有効期間の終期 2026 年 3 月 31 日) ・ 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲:当事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者